

令和 4 年 1 2 月 2 3 日
自動車局車両基準・国際課
技術・環境政策課

特定小型原動機付自転車に関する保安基準の整備等を行います！

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」が定義されることを踏まえ、特定原付に関する保安基準を整備するとともに、その基準適合性を確認する制度を創設します。

国土交通省では、電動キックボード等の新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況等を踏まえ、「車両」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、有識者等から構成される車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、本年10月に特定原付に関する車両安全対策をとりまとめました※¹。

この検討結果を踏まえ、特定原付に関する保安基準を整備するとともに、その基準適合性を確認する制度を創設するため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正及び特定原付の性能等確認制度に関する告示の制定を行います。

※ 1 【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

1. 改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示の一部改正

- 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6kW 以下であって長さ 190 cm、幅 60 cm 以下かつ最高速度 20km/h 以下のものを特定原付とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義する。
- 道路運送車両の保安基準に「特定小型原動機付自転車の保安基準」を追加し、特定原付に適用される保安基準を定める。

（2）特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の制定

- 国土交通省がその能力を審査し、公表した民間の機関・団体等が、特定原付のメーカー等からの申請に基づき、当該特定原付の基準適合性等を確認する。
- 確認を受けた特定原付には、メーカー・確認機関の名称等を含む表示（シール）※²を目立つ位置に貼付するとともに、当該特定原付の情報を国土交通省ホームページ等で公開する。

（3）その他の関係告示等の一部改正等

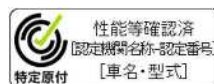
- 今般整備する特定原付の保安基準の適用時期を規定するほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布：令和 4 年 1 2 月 2 3 日

施行：公布の日（保安基準については、別紙 1 の 2.（3）参照）

※ 2



問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課（保安基準に関すること）：山村、占部
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639
技術・環境政策課（上記以外に関すること）：河野、國貞
電話 03-5253-8111（内線 42214）、03-5253-8592（直通）、FAX 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正道交法」という。）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」が定義されることを踏まえ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）体系下においても、有識者等から構成される車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、特定原付に区分される電動キックボード等の車両の安全対策の検討を行った結果、本年10月にその内容がとりまとめられた[※]。

今般、この検討の結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を行う。

※【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

＜車両安全対策検討会（2022年10月12日）資料（修正版）＞

○「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、特定小型原動機付自転車の保安基準の項目は、原動機付自転車の保安基準項目を基本としつつ、特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされ、全5回に渡る検討を行った。その結果概要は以下のとおり。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

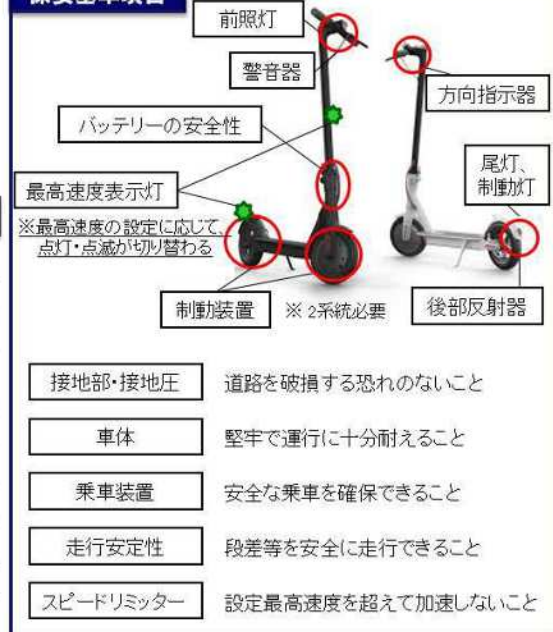
【追加した装置等】

尾灯、制動灯	車体が小型であるため
方向指示器	立ち乗り型が想定されるため
最高速度表示灯	保安基準への適否を外観上容易に判別するため 歩道通行車モードであることを外観上容易に判別するため
スピードリミッター	最高速度を制限する必要があるため
走行安定性	車輪径が非常に小さいことが想定されるため
バッテリー安全性	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるため

【削除した装置等】

後写鏡	通行場所を考慮
消音器(騒音)	電動かつ小型であり、軽量であることを考慮

保安基準項目



2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

- 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ190cm、幅60cm以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定原付とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義する。
- 道路運送車両の保安基準に「特定小型原動機付自転車の保安基準」を追加し、特定原付に適用される保安基準の項目等を定める。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- 特定原付の特性（小型、低速等）を踏まえながら、その安全性を確保するため、以下のように保安基準を定める。

保安基準	基準の概要
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること。
制動装置	2個の独立した操作装置を有し、確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、制動停止距離が5m以下であること。2系統以上のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車を停止状態に保持できること。
車体	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆれが生じないようにしていること。
安定性	安定した走行を確保できるものとして「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術基準」に適合すること。
前照灯	夜間前方15mの距離の障害物を確認できること。
尾灯	夜間後方300mから点灯を確認できること。
制動灯	昼間後方100mから点灯を確認できること。
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること。
警音器	適当な音響を発する警音器であること（自転車に装着されるベル等でも可）。
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること。
速度抑制装置	速度制御性能に関し「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準」に適合すること。設定最高速度が2種類以上ある場合、走行中に設定変更ができないこと。
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること。 国連規則、欧州規格、国連危険物輸送勸告、PSEマーク（電気用品安全法に基づく表示）
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること。
最高速度表示灯	昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること。 車道モード：緑色点灯、歩道モード：緑色点滅

(3) その他の関係告示の一部改正

- 今回新設する特定原付の保安基準への適用猶予（適用日）を下表の通り規定するほか、所要の改正を行う。

	公布・施行日	新車への適用時期	使用過程車への適用時期
特定原付の保安基準 (最高速度表示灯を除く)	令和4年12月23日	改正道交法施行日	
最高速度表示灯	公布：令和4年12月23日 施行：改正道交法施行日	改正道交法施行日	令和6年12月23日

令和4年12月23日

自動車局技術・環境政策課

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の制定について

1. 背景

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）」が定義されることとなった。これを踏まえ、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、特定原付に区分される電動キックボード等の車両の安全対策の検討を行ってきたところ、本年10月にその内容がとりまとめられた※。

今般、この検討の結果を踏まえ、運行の用に供される特定原付の保安基準適合性を確保するとともに、特定原付が安全に利用される環境の整備を促進するため、「特定原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（以下単に「告示」という。）」の制定等を行う。

※【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

2. 制度の概要

（1）性能等確認実施機関の認定

- ・ 性能等確認を実施しようとする者は、性能等確認の実施方法、設備等及び実施体制を定めた「性能等確認実施規程」（以下「規程」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
- ・ 国土交通大臣は、申請により、当該認定を受けようとする者の性能等確認の能力等を確認した上で、その認定を行った場合には、当該性能等確認実施機関に係る情報を遅滞なく公表する。
- ・ 認定の有効期間は、5年とする。
- ・ 規程の変更は、変更の内容に応じ、再認定又は届出の対象とする。

（2）認定の基準

- ・ 認定の基準は、性能等確認に関し、①特定原付の保安基準適合性等を適切に確認できる能力を有すること、②必要な設備、機器等を有すること、③公平かつ適正な実施に必要な体制を有することとする。

（3）性能等確認の実施

- ・ 性能等確認実施機関は、性能等確認の実施前に、当該確認の申請・実施・結果通知等の手続きを定めた「性能等確認実施要領」（以下「要領」という。）を策定し、国土交通大臣に届け出る（変更時も同様）。
- ・ 性能等確認は、特定原付の製作者等の申請により行う。
- ・ 性能等確認実施機関は、規程及び要領に基づき、特定原付の型式ごとに性能等確認を実施するとともに、その結果を遅滞なく製作者等及び国土交通大臣に通知する。

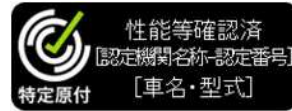
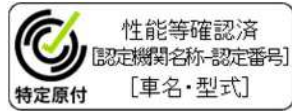
（4）性能等確認の結果の活用

- ・ 国土交通大臣は、性能等確認の結果、告示に定める事項に適合する旨の通知（以下「適

合通知」という。)を受けた場合には、当該通知に係る情報を遅滞なく公表する。

- ・ 適合通知を受けた製作者等は、当該通知に係る型式の特定原付には、所定の表示(シール)※を付するものとする。
- ・ 性能等確認実施機関は、適合通知を受けた製作者等に対し、少なくとも事業年度ごとに、車体への表示状況等に関し報告を求めるものとする。

※



(車体のデザインに応じ、選択可)

(5) 性能等確認の適正な実施のための措置

- ・ 国土交通大臣は、性能等確認実施機関に対し必要な報告を求めることができるほか、性能等確認実施機関が告示の規定に違反していると認めるときは、当該性能等確認実施機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ・ 国土交通大臣は、性能等確認実施機関が①告示の規定又は措置命令に違反したとき、②報告の忌避又は虚偽の報告をしたとき、③不正の手段で認定を受けたときは、認定を取り消すことができる。
- ・ 国土交通大臣は、①適合通知を受けた型式の特定原付が性能等確認の基準に適合しないと認めるとき、②製作者等が不正の手段により適合通知を受けたとき、③認定を取り消した場合において必要と認めるときは、性能等確認に係る結果の公表を取りやめることができる。

3. スケジュール

公 布 : 令和4年12月23日

施 行 : 公布の日